

端末設備等規則等の一部を改正する省令 新旧対照表
 ○端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
目次		目次	
第一章 総則（第一条・第二条）		第一章 （同上）	
第二章 責任の分界（第三条）		第二章 （同上）	
第三章 安全性等（第四条―第九条）		第三章 （同上）	
第四章 電話用設備に接続される端末設備		第四章 （同上）	
第一節 アナログ電話端末（第十条―第十六条）		第一節 （同上）	
第二節 移動電話端末（第十七条―第三十二条）		第二節 （同上）	
第三節 インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）		第三節 （同上）	
第四節 インターネットプロトコル移動電話端末（第三十二条の十一―第三十二条の二十五）			
第五章 無線呼出用設備に接続される端末設備（第三十三条・第三十四条）		第五章 （同上）	
第六章 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備（第三十四条の二―第三十四条の七）		第六章 （同上）	
第七章 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備（第三十四条の八・第三十四条の九）		第七章 （同上）	
第八章 特殊な端末設備（第三十五条）		第八章 （同上）	
第九章 自営電気通信設備（第三十六条）		第九章 （同上）	
附則		附則	

第一章 総則

(定義)

第二条 (略)

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一～三 (略)

四 「移動電話用設備」とは、電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。

五 「移動電話端末」とは、端末設備であつて、移動電話用設備(インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。)に接続されるものをいう。

六・七 (略)

八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。)であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

九 「インターネットプロトコル移動電話端末」とは、端末設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものをいう。

十～二十一 (略)

二十二 「通話チャネル」とは、移動電話用設備と移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話端末の間に設定され、主として音声の伝送に使用する通信路をいう。

第一章 (同上)

(定義)

第二条 (同上)

2 (同上)

一～三 (同上)

四 (同上)

五 「移動電話端末」とは、端末設備であつて、移動電話用設備に接続されるものをいう。

六・七 (同上)

八～十九 (同上)

二十 「通話チャネル」とは、移動電話用設備と移動電話端末の間に設定され、主として音声の伝送に使用する通信路をいう。

二十三 「制御チャネル」とは、移動電話用設備と移動電話端末 **又は** インターネットプロトコル移動電話端末 の間に設定され、主として制御信号の伝送に使用する通信路をいう。

二十四・二十五 (略)

第四章 電話用設備に接続される端末設備

第二節 移動電話端末

(タイムアラインメント制御)

第二十一条 移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するタイムアラインメント制御(移動電話端末が、移動電話用設備(インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。以下この節及び別表第四号において同じ。))から指示された値に従い送信タイミングを調整することを行う機能を用意しなければならない。

(位置登録制御)

第二十二条 移動電話端末は、位置登録制御(移動電話端末が、移動電話用設備に位置情報(移動電話端末の位置を示す情報をいう。以下この条において同じ。))の登録を行うことをいう。)に関する次の機能を用意しなければならない。

一・二 (略)

第三節 インターネットプロトコル電話端末

二十一 「制御チャネル」とは、移動電話用設備と移動電話端末の間に設定され、主として制御信号の伝送に使用する通信路をいう。

二十二・二十三 (同上)

第四章 (同上)

第二節 (同上)

(タイムアラインメント制御)

第二十一条 移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するタイムアラインメント制御(移動電話端末が、移動電話用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。)を行う機能を用意しなければならない。

(位置登録制御)

第二十二条 移動電話端末は、位置登録制御(移動電話端末が、移動電話用設備に位置情報(移動電話端末の位置を示す情報をいう。以下同じ。))の登録を行うことをいう。)に関する次の機能を用意しなければならない。

一・二 (同上)

第三節 (同上)

(基本的機能)

第三十二条の二 インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。

- 一 (略)
- 二 通信を終了する場合にあつては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ(以下「通信終了メッセージ」という。)を送出するものであること。

第四節 インターネットプロトコル移動電話端末

(基本的機能)

第三十二条の十 インターネットプロトコル移動電話端末は、次の機能を備えなければならない。

- 一 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。
- 二 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。
- 三 通信を終了する場合にあつては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。
- 四 発信又は応答を行う場合にあつては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。
- 五 通信を終了する場合にあつては、通信終了メッセージを送出するものであること。

(基本的機能)

第三十二条の二 (同上)

- 一 (同上)
- 二 通信を終了する場合にあつては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ(次条において「通信終了メッセージ」という。)を送出するものであること。

(発信の機能)

第三十二条の十一 インターネットプロトコル移動電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

一 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送出終了後一二八秒以内に通信終了メッセージを送出すること。

二 自動再発信を行う場合にあつては、その回数は三回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあつては、別の発信とみなす。

三 前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

(送信タイミング)

第三十二条の十二 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければならない。

(ランダムアクセス制御)

第三十二条の十三 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するランダムアクセス制御(複数のインターネットプロトコル移動電話端末からの送信が衝突した場合、再び送信が衝突することを避けるために各インターネットプロトコル移動電話端末がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信することをいう。)を行

う機能を備えなければならない。

(タイムアライメント制御)

第三十二条の十四 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するタイムアライメント制御（インターネットプロトコル移動電話端末が、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。）を行う機能を備えなければならない。

(位置登録制御)

第三十二条の十五 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置登録制御（インターネットプロトコル移動電話端末が、インターネットプロトコル移動電話用設備に位置情報（インターネットプロトコル移動電話端末の位置を示す情報をいう。）の登録を行うことをいう。）を行う機能を備えなければならない。

(チャネル切替指示に従う機能)

第三十二条の十六 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルを指定する信号を受信した場合にあつては、指定されたチャネルに切り替える機能を備えなければならない。

(受信レベル通知機能)

第三十二条の十七 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する受信レベルの通知に関する機能を備え

なければならぬ。

(送信停止指示に従う機能)

第三十二条の十八 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルの切断を要求する信号を受信した場合にあつては、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を備えなければならない。

(受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能)

第三十二条の十九 インターネットプロトコル移動電話端末は、通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあつては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

(故障時の自動的な送信停止機能)

第三十二条の二十 インターネットプロトコル移動電話端末は、故障により送信が継続的に行われる場合にあつては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

(重要通信確保のための機能)

第三十二条の二十一 インターネットプロトコル移動電話端末は、重要通信を確保するため、インターネットプロトコル移動電話用設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあつては、発信しない機能を備えなければならない。

(ふくそう通知機能)

第三十二条の二十二 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならぬ。

(緊急通報機能)

第三十二条の二十三 インターネットプロトコル移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならぬ。

(インターネットプロトコル移動電話端末固有情報の変更を防止する機能)

第三十二条の二十四 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話端末固有情報(インターネットプロトコル移動電話端末を特定するための情報であつて、チャネルの設定に当たつて使用されるものをいう。以下同じ。)に関する次の機能を備えなければならぬ。

- 一 インターネットプロトコル移動電話端末固有情報を記憶する装置は、容易に取外しができないこと。
- 二 インターネットプロトコル移動電話端末固有情報は、容易に書換えができないこと。
- 三 インターネットプロトコル移動電話端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。

(特殊なインターネットプロトコル移動電話端末)

第三十二条の二十五 インターネットプロトコル移動電話端末のうち、第三十二条の十から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならぬ。

第九章 自営電気通信設備

(自営電気通信設備)

第三十六条 第三条から前条（第八条第三号を除く。）までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）は」と、第十条から第十六条までの規定及び別表第三号中「アナログ電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。）に接続されるもの」と、第三十二条の二から第三十二条の九までの規定及び別表第五号中「インターネットプロトコル電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と、第三十二条の十から第三十二条の二十五までの規定中「インターネット移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの」と、第三十三条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつ

第九章 (同上)

(自営電気通信設備)

第三十六条 第三条から前条（第八条第三号を除く。）までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）は」と、第十条から第十六条までの規定及び別表第三号中「アナログ電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの」と、第三十二条の二から第三十二条の九までの規定及び別表第五号中「インターネットプロトコル電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と、第三十三条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、無線呼出用設備に接続されるもの」と、第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信設備に接続されるもの」と、第三十四条の八及び第三十四条の九の

て、無線呼出用設備に接続されるもの」と、第三十四条の二から第三十条の七までの規定及び別表第五号中「総合デジタル通信端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信用設備に接続されるもの」と、第三十四条の八及び第三十四条の九の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と読み替えるものとする。

規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と読み替えるものとする。

○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（対象とする端末機器）</p> <p>第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。</p> <p>一 アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信業務の用に供するものをいう。以下同じ。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器（第三号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 インターネットプロトコル移動電話用設備（移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送業務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される端末機器</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（対象とする端末機器）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一 アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信業務の用に供するものをいう。以下同じ。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器</p> <p>二 （同上）</p> <p>三～五 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

(検証等)	第四十一条 (略)	(検証等)	第四十一条 (同上)
2・3 (略)	4 法第六十三条第四項の検証に係る記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2・3 (同上)	4 (同上)
一 (略)	二 特定端末機器の設計	一 (同上)	
三～五 (略)	六 検証の経過(試験にあつては、試験結果を含む。)及び結果	二～四 (同上)	五 検証の結果
5～8 (略)	9 第四項(第一号及び第六号)に限る。、第五項及び第六項の規定は、前項の検証に係る記録に準用する。	5～8 (同上)	9 第四項(第一号及び第五号)に限る。、第五項及び第六項の規定は、前項の検証に係る記録に準用する。
10・11 (略)	様式第1号(第5条、第6条及び第25条関係)	10・11 (同上)	様式第1号(第5条、第6条及び第25条関係)
	登録		登録
	登録更新 申請書		登録更新 申請書
	承認		承認
	年 月 日		年 月 日
総務大臣 殿	郵便番号	総務大臣 殿	郵便番号
	住所		住所
	(ふりがな)		(ふりがな)
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
	電話番号		電話番号

登録番号及び登録年月日

第86条第1項の登録
電気通信事業法 第88条第2項の登録の更新 を受けたので、下
第104条第1項の承認

記のとおり申請します。

記

1～5 (略)

注1 登録番号及び登録年月日は、登録の更新の申請に限り記載すること。

2 (略)

3 技術基準適合認定のための審査に用いる測定器等の概要には、測定器等ごとに、その名称又は型式、主な仕様、製造事業者名、所在の場所、その所有、借入れ又は委託の別及び審査が可能な端末機器の種類ごとの技術基準を記載すること。全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

4～7 (略)

様式第7号(第10条、第22条、第29条及び第38条関係)
(略)

端末機器の種類	記号
<u>一 第3条第1項第1号に掲げる端末機器</u>	A
<u>二 第3条第1項第2号に掲げる端末機器</u>	E

第86条第1項の登録
電気通信事業法 第88条第2項の登録の更新 を受けたので、下
第104条第1項の承認

記のとおり申請します。

記

1～5 (同上)

注1 (同上)

2 技術基準適合認定のための審査に用いる測定器等の概要には、測定器等ごとに、その名称又は型式、主な仕様、製造事業者名、所在の場所、その所有、又は借入れの別及び審査が可能な端末機器の種類ごとの技術基準を記載すること。全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

3～6 (同上)

様式第7号(第10条、第22条、第29条及び第38条関係)
(同上)

端末機器の種類	記号
<u>一 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器</u>	A
<u>二 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末</u>	E

三 第3条第1項第3号に掲げる端末機器	F
四 第3条第1項第4号に掲げる端末機器	B
五 第3条第1項第5号に掲げる端末機器	C
六 第3条第1項第6号に掲げる端末機器	D

機器	
三 無線呼出用設備に接続される端末機器	B
四 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
五 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用して、パケット交換網に接続するものに供するものをいう。</p> <p>七 「携帯電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備のうち、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。</p> <p>七の二～九（略）</p> <p>（通話品質）</p> <p>第三十五条の四 事業用電気通信回線設備に端末規則第二条第二項第十三号</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用して、パケット交換網に接続するものであつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。</p> <p>七（同上）</p> <p>七の二～九（略）</p> <p>（通話品質）</p> <p>第三十五条の四 事業用電気通信回線設備に端末規則第二条第二項第十一号</p>

に規定する総合デジタル通信端末を接続した場合の通話品質は、総合デジタル通信端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は十一デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は五デシベル以下でなければならない。

第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備

(通話品質)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等(インターネットプロトコル携帯電話用設備(携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。)に接続するものを除く。)相互間の通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(総合品質)

に規定する総合デジタル通信端末を接続した場合の通話品質は、総合デジタル通信端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は十一デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は五デシベル以下でなければならない。

第四款 (同上)

(通話品質)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等相互間の通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 (同上)

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第三条第一項第一号に掲げる端末機器に係る表示は、なお従前の例による。